

宮城の安全・安心な栽培くさそてつ（こごみ）の栽培・出荷管理実施要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、栽培くさそてつ（こごみ）の出荷制限指示の解除（一部解除を含む。以下同じ。）後における栽培・出荷者の認証登録及び出荷管理方法について必要な事項を定める。

（対象区域）

第2 この要綱は、栽培くさそてつ（こごみ）の出荷制限が解除がされた市町を対象として適用する。

（対象品目）

第3 この要綱の対象品目は、販売を目的として、対象市町内で栽培・出荷する栽培くさそてつ（こごみ）とする。

栽培くさそてつ（こごみ）の定義は別紙のとおりとする。

（栽培・出荷者管理台帳及び認証登録）

第4 対象市町は、県及び管内の農業協同組合並びに特用林産物取扱実績のある農林産物直売所等（以下「流通関係者等」という。）と連携し、管内の栽培・出荷者に対し出荷再開の意向及び栽培・出荷情報等を調査するとともに必要な指導を行うものとする。

2 出荷再開を希望する栽培・出荷者は、認証登録申請書（様式第1号1）を対象市町に提出するものとする。

3 対象市町は、出荷再開を希望する栽培・出荷者を栽培・出荷者管理台帳（様式第2号）（以下「台帳」という。）に取りまとめ、様式第3号により県地方振興事務所又は県地方振興事務所地域事務所（以下「県事務所」という。）に提出するものとする。

4 県事務所は、第3項の書類を受理したときは栽培地及び栽培管理方法の確認を行うとともに、栽培地から3検体を採取のうえ、確認検査を実施し、確認結果（様式第4号）を添えて県林業振興課に送付するものとする。

5 県林業振興課は、出荷可能と認められる栽培・出荷者に認証登録番号を付し、台帳に登録し、登録証明書（様式第5号）を発行するとともに、台帳に登録された者（以下「認証登録者」という。）に対し、様式第6号により通知するものとする。

併せて、対象市町及び出荷先の住所のある市町（以下、「関係市町」という。）に周知する。

6 県林業振興課は認証登録情報の共有を図るため、台帳の写しを県事務所及び対象市町並びに関係市町に送付し、各者は連携して管理を行うものとする。また、対象市町及び関係市町は、流通関係者に周知する。

7 認証登録者が登録内容を変更する場合は、認証登録変更申請書（様式第1号2）を対象市町に提出するものとし、第2項から第6項の規定を準用する。

（認証登録者の責務）

第5 認証登録者は、本要綱に基づき栽培・出荷管理を遵守しなければならない。

2 認証登録者は、第7の出荷前検査及び定期検査並びに確認検査に協力しなければならない。

(出荷管理の実施)

- 第6 県及び対象市町は、流通関係者等に対し、認証登録者以外の栽培・出荷物を取り扱わないよう指導するとともに、流通状況を監視する。
- 2 認証登録者の栽培・出荷物には、販売単位毎に品目、栽培地、収穫日を明記するとともに、認証登録者の住所・氏名を表示する。

(検査の実施)

- 第7 県は、栽培くさそてつ（こごみ）の出荷時期に合わせ、認証登録者に対する出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認する。ただし、同年に第4による確認調査を受けている認証登録者は、この限りではない。
- 2 出荷前検査は、栽培ロット毎に1検体以上とする。
 - 3 出荷期間中は、対象市町当たり、週1検体の定期的検査を実施する。
 - 4 安全性を確保するため、過去の検査で50Bq/kgを超えた栽培地の栽培くさそてつ（こごみ）については、出荷前に確認検査を行い、基準値以下であることを確認するものとする。
 - 5 県は、検査の結果、基準値を超過した場合は、速やかに該当市町及び栽培・出荷者に出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過した出荷物を回収、廃棄させる。また、栽培・出荷の状況を調査し、原因の究明と再発防止を指導する。

(認証登録の取消し)

- 第8 県は、認証登録が不相当であると認めたときは、認証登録を取り消すものとし、認証登録者に様式第7号により通知するものとする。
- 2 認証登録の不相当とは、次の場合をいう。
 - (1) 本要綱の規定を意図的に遵守しないとき。
 - (2) その他、知事が不相当と認めたとき。
 - 3 第1項の通知を受けた認証登録者は、出荷物を回収するものとする。
 - 4 第1項により認証登録を取り消された者の再登録は、原則として認めないものとする。

(栽培・出荷者認証登録の抹消)

- 第9 栽培・出荷を中止する認証登録者は、速やかに出荷中止届け（様式第8号）により対象市町を経由し、県事務所に届け出なければならない。
- 2 県林業振興課は前項の届出があったときは認証登録を抹消し、届出者及び対象市町及び関係市町に様式第9号により通知するものとする。
 - 3 台帳の送付については、第4を準用する。

(その他)

- 第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月4日から施行する。